

- イ 事業成果が特定のグループ・個人にのみ還元される事業
 - ウ 観光、研究活動等、文化芸術事業以外の活動を主体とする事業
 - エ 展覧会の実施を主な目的とし、展覧会に合わせて実施される事業（講演、ワークショップ等）
 - オ 姉妹都市間又は学校間交流等、特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする事業
 - カ 趣味的サークルや同好会による事業
 - キ 現地主催者の経費負担が著しく少なく、申請者の自己負担の割合が極端に大きい等、予算計画にバランスを欠いた事業
- (5) 外務省から危険情報が発出されている国・地域での事業については、安全管理上の条件を付して採用することがあります。また、採用になった場合でも、事業実施前の渡航国における危険情報次第では、助成が取消となる場合があります。

申請締切

【第1回募集】2021年12月1日

(2022年4月1日以降に開始（日本を出発）し、2023年3月31日までに完了（日本に帰着）する事業が対象)

【第2回募集】2022年6月1日

(2022年10月1日以降に開始（日本を出発）し、2023年3月31日までに完了（日本に帰着）する事業が対象)

※第1回募集で不採用となった事業は、第2回募集に再度応募することはできません。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況等により第2回募集を中止することがあります。第2回募集へ応募する方は、随時JFウェブサイトをご確認ください。

結果通知

【第1回募集】2022年4月

【第2回募集】2022年9月

注意事項

本助成はオンラインのみにて申請を受け付けます。郵送での応募は受け付けませんのでご了承ください。申請受付ページのURLはJFウェブサイトにて公開する申請要領からご確認ください。

2 海外展助成

申請書略号: Q-EAS

担当: 文化事業部美術チーム

日本の美術や文化を紹介することを目的として、諸外国において展覧会を実施する海外の美術館・博物館等に対し、経費の一部を助成します。また、日本の作家・作品を紹介する海外の国際展に対し、経費の一部を助成します。

申請資格

海外の美術館・博物館等の団体。

※複数箇所を巡回する展覧会は、代表する機関がとりまとめて一つの申請としてください。

対象事業

2022年4月1日から2023年3月31日までの間に開始される、以下のいずれかの事業。

- (1) 海外の美術館・博物館等が海外において企画・実施する日本の美術や文化に関わる展覧会
- (2) 日本の作家・作品を紹介する海外の国際展（ビエンナーレ等）
- (3) 日本の作家が海外に滞在するアーティスト・イン・レジデンス型事業で、滞在地の市民や美術関係者との交流や、成果発表（展覧会）のコンセプト及び計画が明確な事業

助成内容

2022年4月1日から2023年3月31日までの間に発生する以下の3項目を対象に経費の一部を助成します。

- (1) 作品輸送費（ただし作品保険料は含みません。）
 - (2) 図録作成費（デジタルカタログも含まれます。ただし国際展の場合、図録作成費は、参加する作家のうち日本人作家の割合に応じた作成経費の一部が対象となります。）
 - (3) 作家・専門家旅費（航空賃・鉄道賃・宿泊費。ただし事前調査経費や準備経費は含みません。）
- ※作品制作費、インсталレーション経費、作家謝金等は対象となりません。

採用実績（参考）

採用38件／応募61件（令和3年度）

選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。
- (2) 提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- (3) 以下のような展覧会については、相対的に高い評価が与えられます。
 - ア その国でこれまで類似の展覧会が開催されたことのない、優れたキュレーションによる展覧会
 - イ 周年事業等に関連する展覧会（p. 4 参照）
- (4) 以下のような展覧会については、優先順位が低くなります。
 - ア 近い過去にJFの助成を受けている申請者の計画
 - イ 複数箇所を巡回する展覧会で、過去にJFの助成を受けたことのある展覧会の巡回
 - ウ 姉妹都市間又は学校間交流等特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする展覧会
 - エ 公募作品により構成される展覧会
 - オ 趣味的サークルや同好会による展覧会

申請締切

2021年12月1日（必着）

結果通知

2022年4月

3 欧米ミュージアム基盤整備支援

申請書略号: Q-MIS
担当: 文化事業部美術チーム

日本美術コレクションを有する欧米の美術館・博物館を対象に、所蔵する日本美術コレクションの更なる有効活用を促すための各種助成を行い、支援先機関が恒常的な日本美術紹介を行うための基盤整備に協力します。

申請資格

以下の2点を同時に満たす米国及び欧州に所在する美術館・博物館。

- (1) 日本美術のコレクションと、日本美術のための常設展示スペースを有していること。
- (2) 日本美術専門のキュレーターを既に雇用している、あるいは今後雇用予定であること。

※複数館による共同企画の場合は、申請資格を有する1館が代表して1つの申請書を提出してください。共同企画に参加する機関はすべて同一の国内・域内に所在してはなりません。（米国からの申請の場合は参加館がすべて米国内に所在すること、また、欧州からの申請の場合は参加館がすべて欧州内に所在することが条件となります。）

対象国

米国、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア、キルギ